

鴨志田祐美弁護士が
お話します

— プロフィール —

鴨志田 祐美 (かもしだ ゆみ)

1962年生まれ。神奈川県出身。早稲田大学法学部卒業後、会社員、主婦(母親)、予備校講師を経て、2002年、40歳で司法試験合格。2004年鹿児島県弁護士会に登録。2021年4月より京都弁護士会に移籍し、Kollect 京都法律事務所に所属。

大崎事件再審弁護団事務局長、日本弁護士連合会再審法改正実現本部本部長代行として、再審弁護と再審法改正運動に心血を注ぐ。

著書として、『隠された証拠が冤罪を晴らす～再審における証拠開示の法制化に向けて』(共編著。現代人文社、2018年)、『大崎事件と私：アヤ子と祐美の40年』(LABO、2021年)『見直そう！再審のルール～この国が冤罪と向き合うために』(共編著。現代人文社、2023年)など。

「袴田事件再審判決の意義と
再審法改正実現への展望」

2024年10月6日(日)

とき

10時30分～12時

(開場10時)

ところ

札幌市教育文化会館4階講堂

札幌市中央区北1西13

TEL 011-271-5821

袴田巖さんは、殺人事件の犯人とされ58年の大半を自由の世界から切り離されました。

その自由を奪った要因の一つに、人権先進国から遅れた再審制度の不備にあるのではないかと。

日本の制度の不備と改正への展望を鴨志田弁護士がわかりやすく講演します。

袴田巖さんを支援する市民の「はて？」

味噌漬けで衣類に残る色が本当にそうなのか？

そんな疑問から出発した市民と弁護団の「味噌漬け実験」の

共同のとrikumiが、検察の主張を崩します。

再審公判が2024年5月結審。

9月26日に判決が出ます。



袴田巖さんと姉の秀子さん

さかのぼれば袴田巖さんは1966年6月発生 of 殺人事件の犯人とされ、その後の裁判で死刑が確定。長期の自由剥奪と死刑執行の恐怖に心身を病みます。

静岡地方裁判所は2014年3月、味噌漬け衣類は「警察の捏造」と判断。「無罪の蓋然性が相当程度ある以上、拘置を続けることは耐え難いほど正義に反する」と、再審開始を決定し、仮釈放しますが、いまだ袴田さんは「死刑囚」の汚名のまま。

袴田事件は、日本の再審制度の問題点を浮き彫りにしています。

鴨志田祐美弁護士が、9月26日予定の判決内容をもとにホットな動きなども交え、わかりやすく、深掘りします。

みなさんのご参加をお待ちしています。どなたでも参加できます。